

社会医療法人 白光会

役員報酬及び費用の弁済に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会医療法人 白光会(以下「法人」という。)役員報酬及び費用の弁済に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本規定の役員の範囲は、定款第4章に規定する、次に掲げるものをいう。

- 一 理事
- 二 監事

(役員報酬)

第3条 本法人の役員については、役員としての報酬を支給しない。ただし、この法人の理事が出席する理事会、監事が出席した監事による監査を実施した場合の役員の日当は、1回出席につき旅費等を含み20,000円以下とする。

(役員等の会議等費用の弁済)

第4条 この法人が定款で定めた理事会、監事による監査を実施した場合の費用に関しては第3条の日当に含むものとする。

(改正)

第5条 この規定の改正は理事会の議決により行う。

付則 この規定は、令和1年12月10日から施行する。